明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルA棟四階

株式会社アベキャピタル

代表取締役　阿部　雅英

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

愛知県瀬戸市西権現町一六番地

瀬戸電器工業株式会社

代表取締役　鈴木　利治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

岡山市南区市場一丁目一番地

岡山市場冷蔵株式会社

代表取締役　内山　三郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

愛媛県松山市三町三丁目一二番一四号

株式会社愛媛ＦＣ

代表取締役　豊島　吉博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

和歌山市田屋一三八番地　株式会社松源

代表取締役　兼田　守

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年十二月二十五日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番四号

大江戸温泉ホールディングス株式会社

代表取締役　森田　満昌

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である恩田喜一郎が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県八潮市大字二丁目二二五番地

オンダ・コーポレーション株式会社

日本における代表者　恩田喜一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である占部**祐**二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目八番一号ＫＤＤＩ大手町ビル

鄭州華和得易信息技術発展有限公司

日本における代表者　占部　**祐**二

限定承認公告

本籍東京都東大和市清水二丁目八三〇番地

一、最後の住所東京都東大和市清水二丁目八二七番地の一フォレストⅣ一〇一号

被相続人　亡　森田　憲二

右被相続人は平成二十七年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十五日

東京都千代田区神田小川町三丁目二番地市村ビル四階小林茂和法律事務所

相続財産管理人　森田　良子

代理人弁護士　小林　茂和

限定承認公告

本籍東京都練馬区石神井台二丁目三番地、最後の住所東京都板橋区徳丸二―三―一四―三〇一

被相続人　亡　後藤　武夫

右被相続人は平成二十七年十月二十九日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十五日

東京都板橋区徳丸二―三―一四―三〇一

限定承認者　後藤　貴正

限定承認公告

本籍東京都府中市住吉町二丁目二八番地の一五、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目五番一〇号一〇三

被相続人　亡　岩堀　邦子

右被相続人は平成二十七年二月八日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月十五日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十五日

神奈川県横浜市神奈川区浦島町三六三―一―六〇三　相続財産管理人　片田　康二

限定承認公告

本籍島根県益田市高津三丁目イ二五〇三番地二、最後の住所島根県益田市高津三丁目一六番四号

被相続人　亡　鍋嶋　省三

右被相続人は平成二十七年十月十日死亡し、その相続人は平成二十七年十二月二十二日松江家庭裁判所益田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十五日

島根県益田市乙吉町イ三四二番地一第一ビル二〇九号

相続財産管理人鍋嶋美代子

代理人弁護士　羽柴　貴宏

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社（住所東京都千代田区西神田三丁目一番六号日本弘道会ビル七階）に対して当社の投資助言・代理業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年二月一日です。

平成二十七年十二月二十五日

大阪府大阪市中央区安土町二丁目三番一三号大阪国際ビルディング一三階

ダイレクト出版株式会社

代表取締役　小川　忠洋

訂正公告

平成二十七年十二月十四日（号外第二七九号）掲載の相続財産管理人弁護士山内益恵に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目一五〇一番地名古屋市名東区勢子坊二丁目一五〇一番地名古屋市厚生病院」とあるは「最後の住所愛知県名古屋市厚生病院」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十二月二十五日

愛知県名古屋市千種区池下一丁目六番二〇号チサンマンション池下三〇六号弁護士法人名古屋北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山内　益恵

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三二	一	六	平成27年2月25日	平成28年2月25日

◉号外　十二月二十五日付第二九〇号　一二八ページ●同日付政府調達第二四一号一六〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）

平成27年2月25日　平成28年2月25日